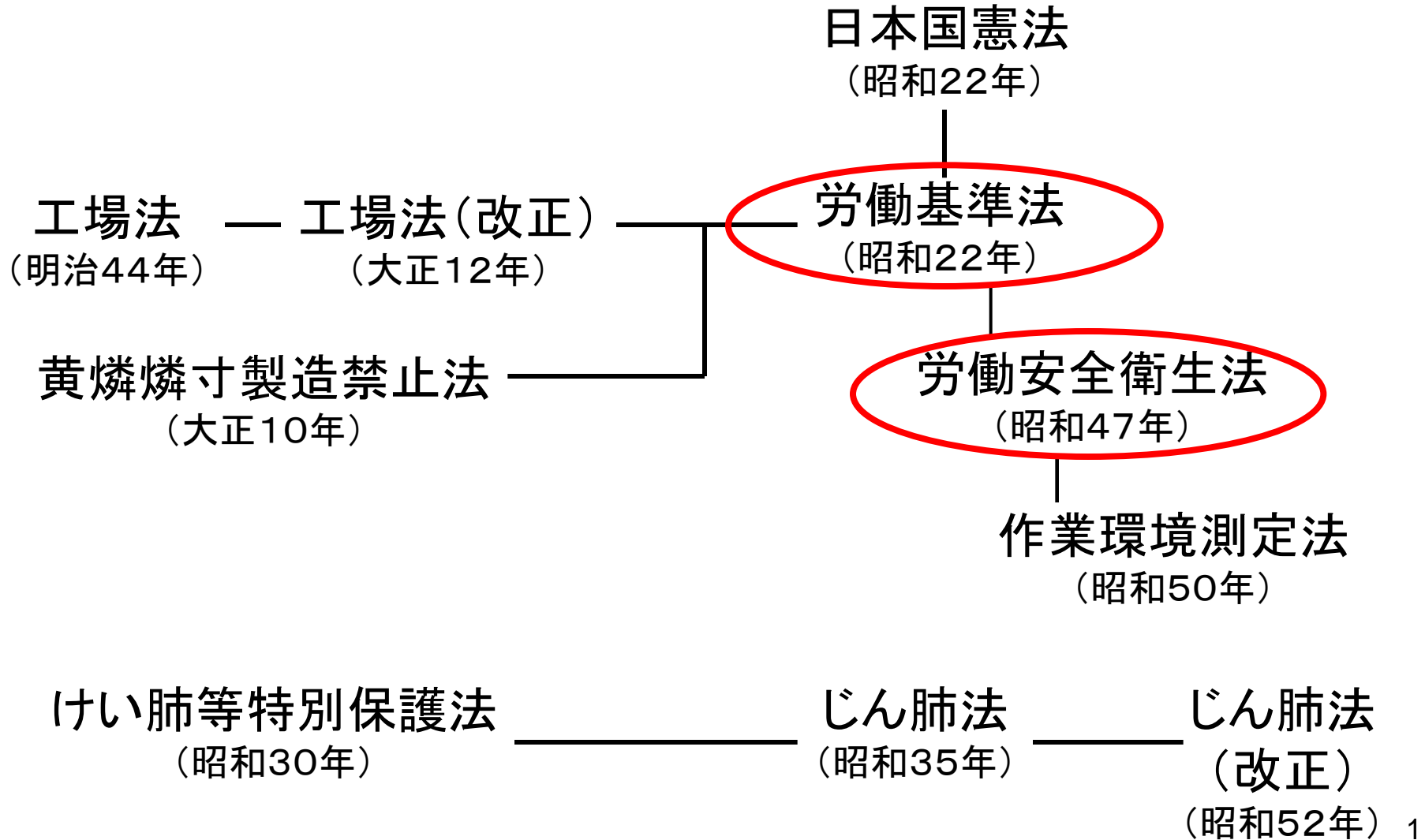


労働衛生行政の概況

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

労働衛生関連法規



労働衛生に関する法令

- ・ 労働基準法

- 労働基準法施行規則 女性労働基準規則 年少者労働基準規則

- ・ 労働安全衛生法

- 労働安全衛生法施行令
 - ・ 労働安全衛生規則 有機溶剤中毒予防規則
 - ・ 鉛中毒予防規則 四アルキル鉛中毒予防規則
 - ・ 特定化学物質障害予防規則 高気圧作業安全衛生規則
 - ・ 電離放射線障害防止規則 酸素欠乏症等防止規則
 - ・ 粉じん障害防止規則 事務所衛生基準規則
 - ・ 石綿障害予防規則 除染電離則

- ・ 作業環境測定法

- 作業環境測定法施行令
 - ・ 作業環境測定法施行規則

- ・ じん肺法

- ・ じん肺法施行規則

労働安全衛生法の目的（法第1条）

この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

労働安全衛生法の特徴

- 目的 労働者の安全と健康の確保
- 義務主体 事業者
- 保護客体 労働者
- 内容 最低基準としての危険防止措置及び健康障害防止措置を罰則をもって履行強制
- 法令遵守の仕組み 司法警察権を有する労働基準監督官による取締り

労働基準行政の体系

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部
労災補償部

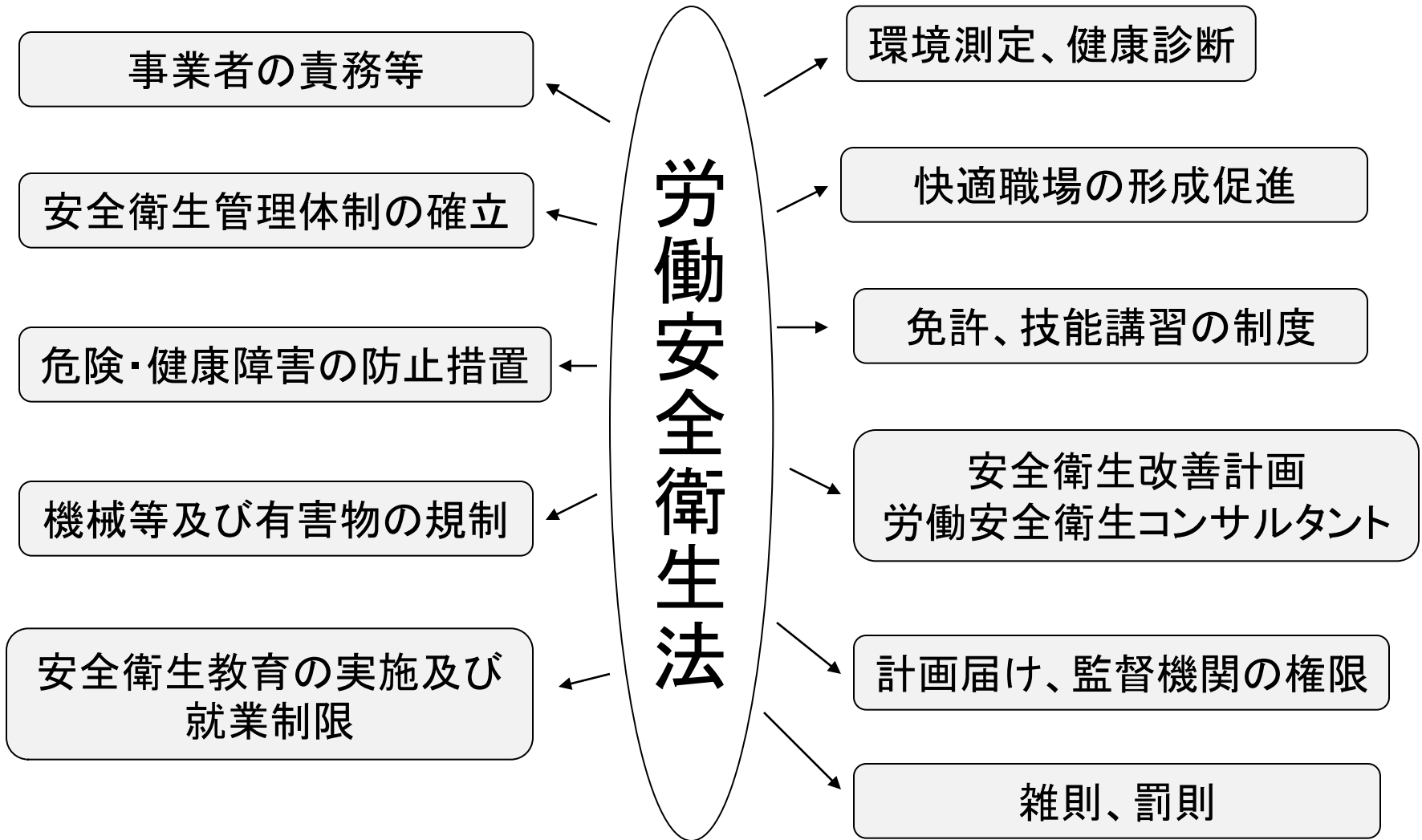
都道府県労働局(47)

労働基準部 健康安全課／健康課

労働基準監督署(325)

国が直轄している

労働安全衛生法の内容の概要



労働衛生管理の基本

労働安全衛生マネジメントシステム

I 労働衛生管理体制の確立

II 作業環境管理

III 作業管理

IV 健康管理

V 労働衛生教育

労働衛生の3管理

リスクアセスメントの実施



労働安全衛生法のあらまし

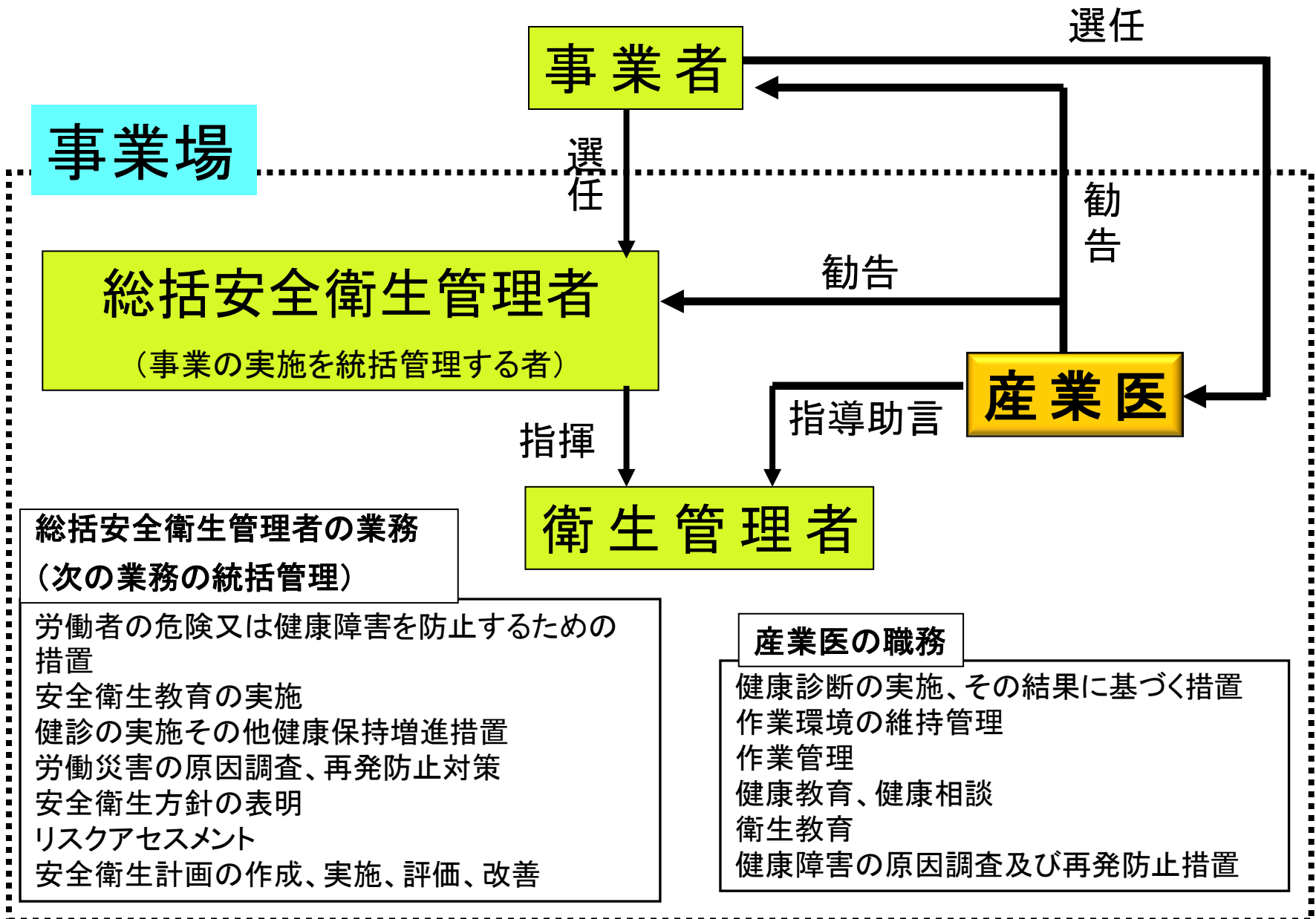
安全衛生管理体制の確立

- 総括安全衛生管理者(10条)...(業種により)
- 安全管理者(11条).....(業種により...)
- 衛生管理者(12条)...・50人以上
- 産業医(13条)...・・50人以上
 - 50人未満の事業場にも努力義務(13条の2)
- 安全衛生推進者(12条の2)(10人～50人)
- 作業主任者(14条...危険有害業務)

事業場における労働安全衛生管理体制

規模	1～9人	10人～49人	50人～99人	100人～ 299人	300人～ 999人	1000人 以上
衛生管理体制				総括安全衛生管理者 (業種により300人又は1,000人以上から)		
	地域産業保健センターの 医師・保健師による健康管理		産業医(1,000人以上又は有害業務に500人以上の事業場は専属)			
		安全衛生推進者	衛生管理者(業者・規模等に応じた有資格者、人数、専任者)			
	労働者の意見聴取の機会の設定		安全衛生委員会			
	作業主任者(危険有害業務)					

労働衛生管理体制



産業医の選任基準

◆ 選任義務

- 常時50人以上の労働者を使用する事業場

◆ 専属の者の選任義務

- 常時1000人以上の労働者を使用する事業場
- 有害業務に常時500人以上の労働者を従事させる事業場
- 常時3,000人を超える労働者を使用する事業者は二人以上の産業医を選任する。

産業医の要件

- 厚生労働大臣が定めるものを修了した者
 - 日本医師会の産業医学基礎研修
 - 産業医科大学の産業医学基本講座
- 厚生労働大臣が指定した産業医養成課程を設置している大学を卒業し、定められた実習を履修した者
- 労働衛生コンサルタント(保健衛生)に合格した者
- 大学の労働衛生に関する教授、准教授及び講師

産業医の職務



事業者

選任、権限の付与

勧告

産業医

総括安全
衛生管理者

勧告

衛生管理者

指導・助言

- ・健康診断の実施、その結果に基づく措置
- ・作業環境の維持管理
- ・作業管理
- ・健康教育、健康相談
- ・衛生教育
- ・健康障害の原因調査及び再発防止措置

常時50未満の労働者を使用する事業場

(労働安全衛生法)

第13条の2 事業者は、前条第一項の事業場以外の事業場については、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師その他厚生労働省令で定める者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。

(労働安全衛生規則)

第15条の2 法第13条の2の厚生労働省令で定める者は、労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する保健師とする。

(平成23年3月30日 基発0330第2号)

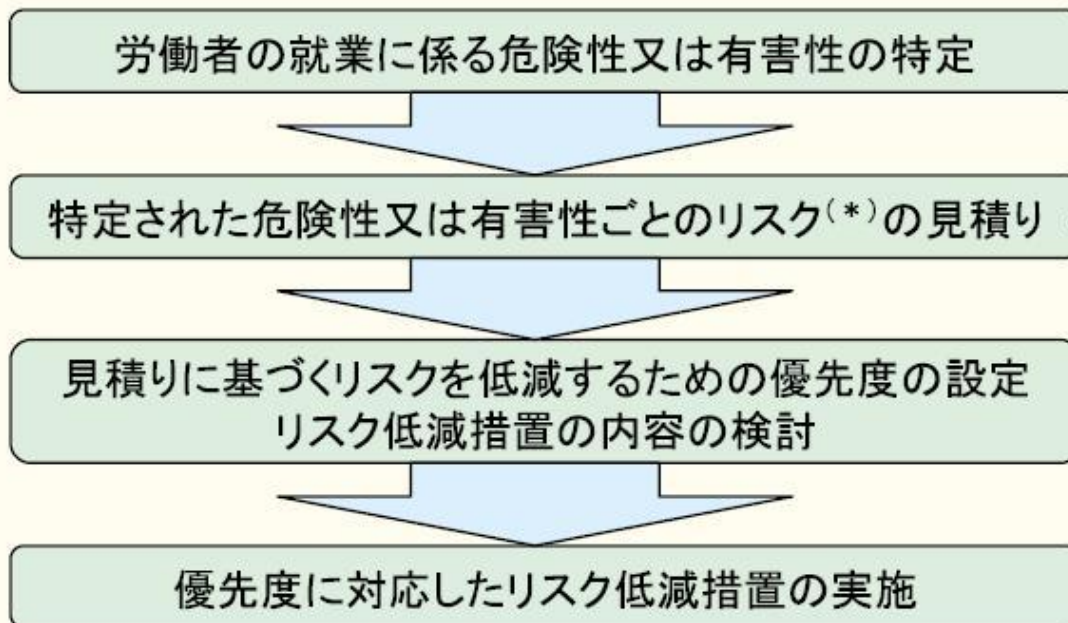
労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する保健師とは、従来名簿(地域産業保健センターに備えている名簿)に記載されていた保健師に加え、今後新たに名簿が更新されることがなくなることに鑑み、日本産業衛生学会登録産業看護師のうち保健師の資格を有する者及び独立行政法人労働者健康福祉機構の実施する産業保健推進センター事業における研修等を受講した保健師とするものであること。

リスクアセスメント

1 危険性又は有害性等の調査 (リスクアセスメント) とは

What

- 危険性又は有害性等の調査 (リスクアセスメント) とは、労働者の就業に係る危険性又は有害性 (ハザード) を特定し、それに対する対策を検討する一連の流れです。事業者は、リスクアセスメントの結果に基づき、リスク低減措置を実施するよう努めなければなりません。



(*) リスクとは……

特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度 (ひどさ) と、負傷又は疾病の発生可能性の度合の両者を組み合わせて見積もるものです。

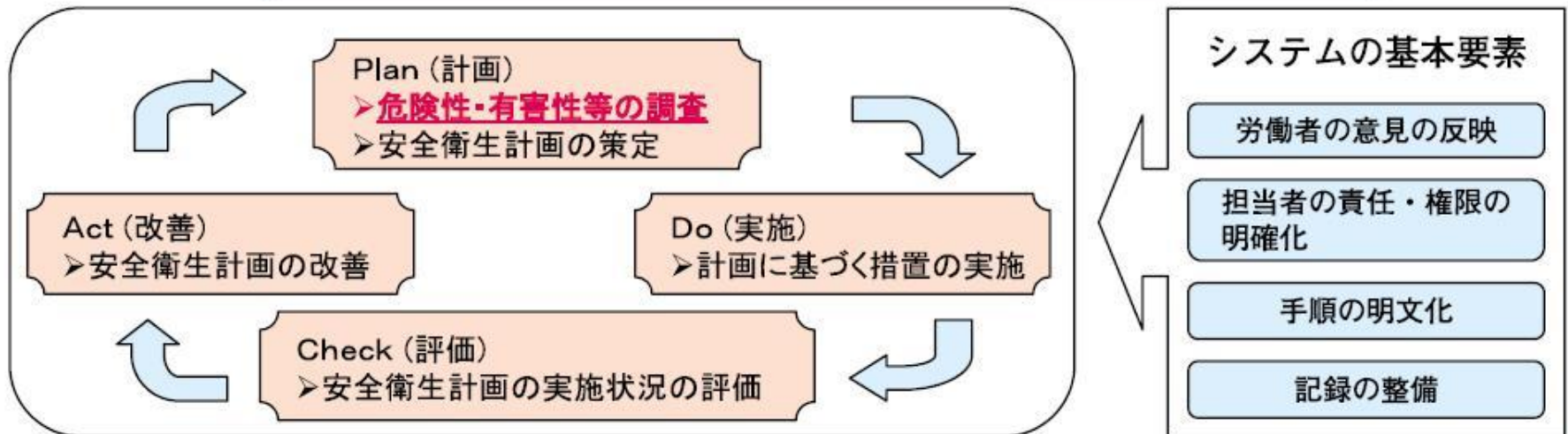
具体的な見積り方法は、「7 リスクの見積り」を参照してください。

労働安全衛生マネジメントシステム

労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)との関係

■本指針は、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」(平成11年労働省告示第53号)に定める危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定の具体的事項としても位置づけられます。

経営トップによる安全衛生方針の表明



[労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み]

一般健康診断

労働安全衛生法第66条第1項



労働安全衛生規則

- | | |
|--------|--------------|
| 第43条 | 雇入時の健康診断 |
| 第44条 | 定期健康診断 |
| 第45条 | 特定業務従事者の健康診断 |
| 第45条の2 | 海外派遣労働者の健康診断 |
| 第47条 | 給食従業員の検便 |



一般定期健康診断

労働安全衛生規則第44条

- 1 既往歴及び業務歴の調査
- 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 4 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- 5 血圧の測定
- 6 貧血検査（血色素量、赤血球数）
- 7 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
- 8 血中脂質検査（LDL・HDLコレステロール、TG）
- 9 血糖検査（ヘモグロビンA1cでも可）
- 10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
- 11 心電図検査

3, 4, 6, 7, 8, 9, 11 の項目については、一定の基準に基づき医師が必要でないときと認めるときは省略可

特定健診と安衛法の健診との比較 1

	特定健康診査		安衛法の健診 (定期健康診断)
根拠法	高齢者医療確保法		労働安全衛生法
目的	生活習慣病の予防 医療費の適正化		労働者の健康確保
実施主体	保険者 被用者保険 国民健康保険 (市町村)		事業者
対象者	40～74歳の国民 (75歳以上は努力義務) 労働者については安衛法の健診が優先		労働者
※保険者は、事業者から労働者の健診結果の通知を受けた場合には、健診実施義務を免れる。			
費用負担	国1/3、 保険者2/3 (自己負担分を除く)	国1/3、 都道府県1/3、 市町村国保1/3 (自己負担分を除く)	事業者 (労働者の自己負担なし)
備考	※実施しない場合の罰則なし		※実施しない場合の事業者への 罰則あり ※業務上疾病は、事業者に補償 責任あり

特定健診と安衛法の健診との比較 2

	特定健康診査	安衛法の健診 (定期健康診断)
健診項目	<p>問診(既往歴、服薬歴、喫煙歴) <u>身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)</u> <u>診察(自覚症状、他覚症状)</u> <u>血圧</u> <u>生化学検査(TG、HDL、LDL、AST、ALT、γ-GT)</u> <u>血糖検査(空腹時血糖又はHbA1C)</u> <u>尿検査(尿糖、尿蛋白)</u> <u>血液学検査(赤血球数、Hb値、Ht値)</u> <u>生理学検査(心電図、眼底検査)</u></p> <div style="text-align: center; background-color: #cccccc; padding: 5px; border: 1px solid black;"> ※下線の項目は重複。 </div>	<p>問診(業務歴、既往歴、服薬歴、喫煙歴) <u>身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)</u> <u>診察(自覚症状、他覚症状)</u> <u>血圧</u> <u>生化学検査(TG、HDL、LDL、AST、ALT、γ-GT)</u> <u>血糖検査(空腹時血糖又はHbA1C)</u> <u>尿検査(尿糖、尿蛋白)</u> <u>血液学検査(赤血球数、Hb値)</u> <u>生理学検査(心電図、胸部エックス線、喀痰、視力、聴力)</u></p>
備考	<p>※血液学検査、生理学検査は、医師の判断に基づき選択的に実施。</p>	<p>※斜体の検査項目は、40歳未満の者では医師の判断により省略可能。 ※服薬歴、喫煙歴は任意に実施</p>

(参考) 一般定期健康診断のしくみ

一般定期健康診断

- ・ 既往歴及び業務歴の調査
- ・ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ・ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- ・ 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- ・ 貧血検査
- ・ 肝機能検査
- ・ 血圧の測定
- ・ 血中脂質検査
- ・ 血糖検査
- ・ 尿検査
- ・ 心電図検査

健康診断の結果

事業者

(異常の所見があると診断された場合)
労働者の健康保持に必要な措置について意見聴取

通常勤務、就業制限(時間外労働の制限、作業の転換等)、要休業等について意見

健康診断の結果を通知
(精密検査等が必要な場合は受診勧奨)

労働者

精密検査等

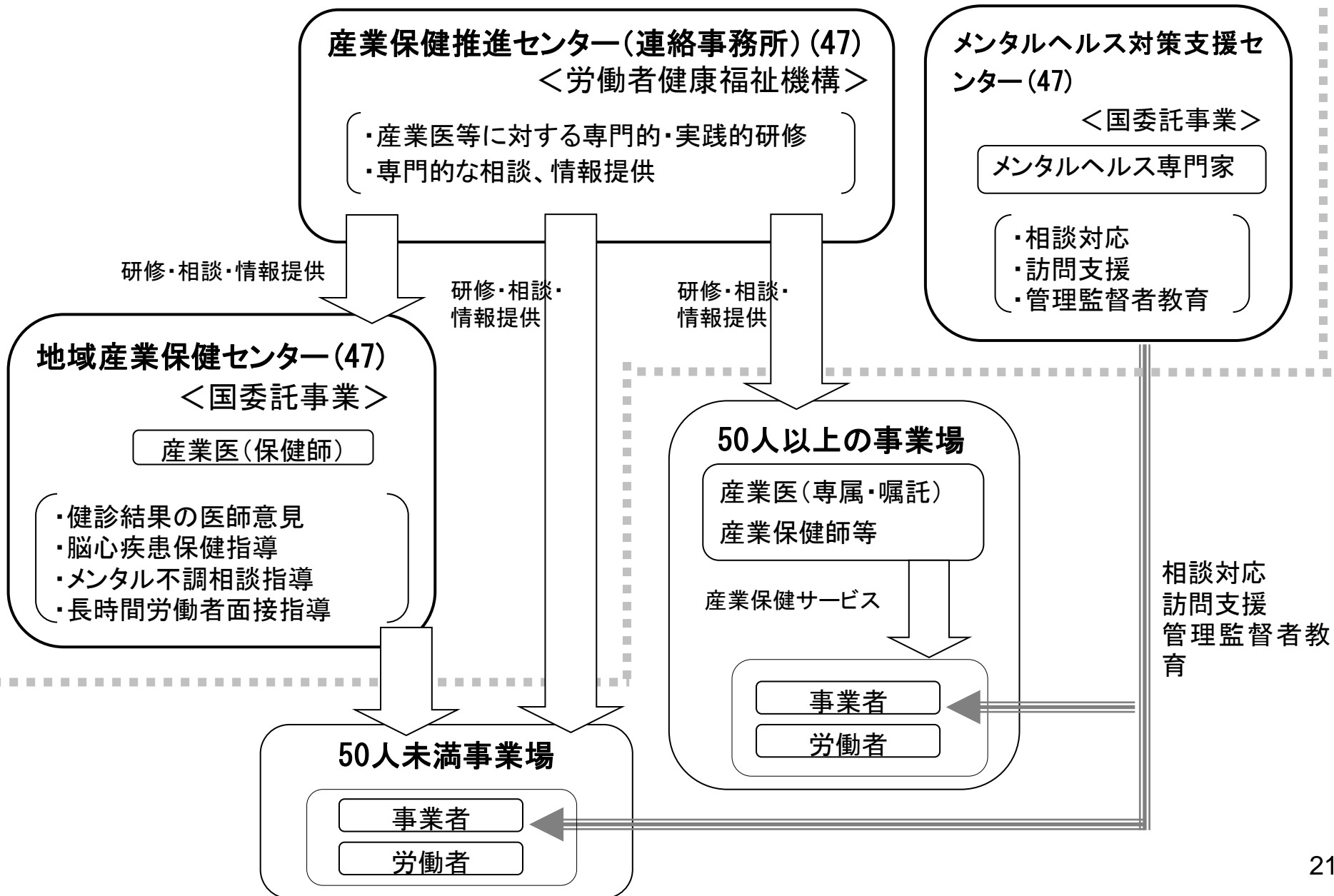
医療機関

(医師等からの意見を勘案し、必要があるとき) 就業制限等の措置

診断の結果を提示(任意)

医師(産業医、地域産業保健センターの医師等)

産業保健への支援体制



都道府県産業保健推進センター（連絡事務所）

（対象：産業医等の産業保健関係者）

1. 産業医等に対する研修その他の支援
2. 産業保健に関する専門的相談
3. 産業保健情報の収集提供等
4. 産業保健に関する広報啓発
5. 地域産業保健センターの支援

（独立行政法人労働者健康福祉機構法）

第12条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 ～二（略）

三 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。

四～九（略）

2 （略）

地域産業保健センター

(対象:50人未満の小規模事業場)

1. 特定健康相談

1. 健診実施後の医師の意見聴取への対応
2. 脳心臓疾患のリスクが高い労働者の保健指導
3. メンタル不調を自覚する労働者に対する相談・指導

2. 長時間労働者に対する面接指導

(労働安全衛生法)

第19条の3 国は、第十三条の二の事業場の労働者の健康の確保に資するため、労働者の健康管理等に関する相談、情報の提供その他の必要な援助を行うように努めるものとする。

(労働安全衛生規則)

第15条の2 (1項 略)

- 2 事業者は、法第十三条第一項の事業場以外の事業場について、法第十三条の二に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるに当たっては、労働者の健康管理等を行う同条に規定する医師の選任、国が法第十九条の三に規定する援助として行う労働者の健康管理等に係る業務についての相談その他の必要な援助の事業の利用等に努めるものとする。

メンタルヘルス対策支援センター事業の概要

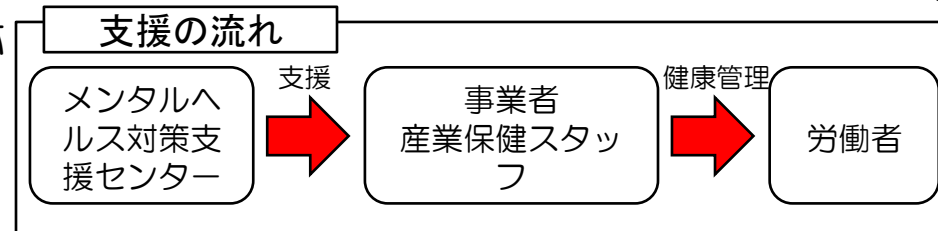
趣旨・目的

- 地域での職場のメンタルヘルス対策の中核的機関として全国47都道府県に設置（注）
- メンタルヘルス不調の予防から復職支援まで職場のメンタルヘルス対策を総合的に支援

事業内容

（注）国の委託事業として医師等の相談員を配置している。

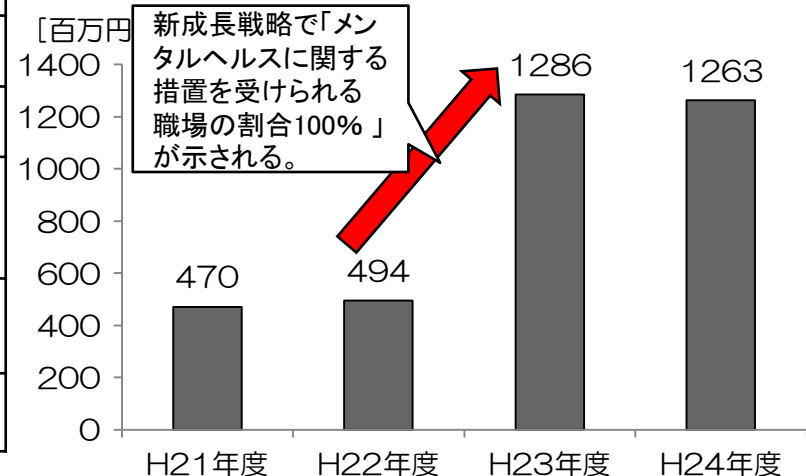
- 事業者、産業保健スタッフ等からの相談対応
- 個別事業場に訪問し助言・指導の実施
- 職場の管理監督者に対する教育の実施
- 職場復帰支援プログラムの作成支援
- メンタルヘルス相談機関の登録・紹介
- 事業者、産業保健スタッフ、行政機関等とのネットワーク形成



活動実績(H23年度)

事業者等からの相談件数		24,813件
事業場に対する 訪問支援件数	助言・指導	20,247件
	管理監督者への教育	4,859件
	職場復帰支援プログラムの作成支援	673件
メンタルヘルス 相談機関の 登録・紹介件数	登録機関（累計）	37機関
	紹介	105件

予算額の推移



※ 実績は延べ数

労働災害防止計画

- 労働災害防止計画とは、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他の労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画。
- 昭和33年以来、11次にわたって策定され、これに基づき種々の対策が強力に推進されてきた。第11次の計画は、平成24年度で終了。
- このため、平成25年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする5か年計画である第12次の計画を策定。

※(労働安全衛生法第6条)

厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他の労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画を策定しなければならない。